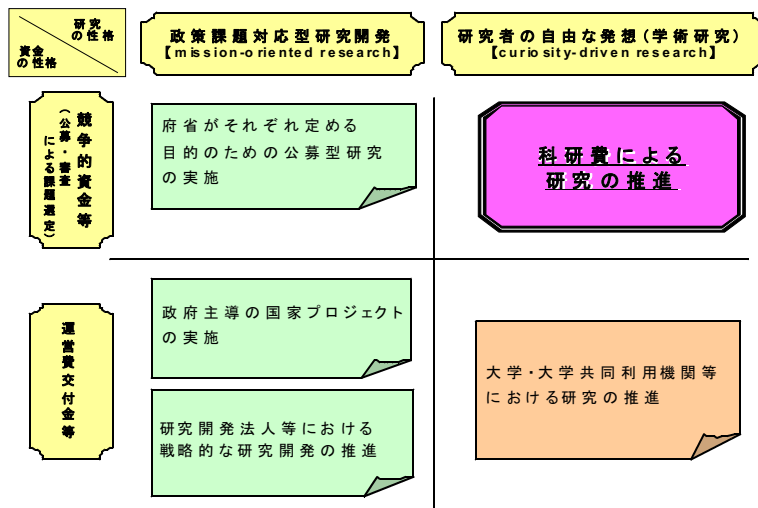


# I 科学研究費補助金の概要

## 1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



※ 科研費（2,000億円）は、政府全体の競争的資金（約4,631億円）の約43%を占めています。（平成22年度）

## 2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A）2,000万円以上 5,000万円以下 （B）500万円以上 2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、1課題 概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究（期間2年以内、単年度あたり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

※このほか、「研究成果公開促進費」の中に研究成果公開発表（B・C）や学術定期刊行物の応募区分があります。

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	公募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
<b>第1種科研費</b>		
特定領域研究、新学術領域研究、 特別研究促進費、 研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B・C))	文部科学省	文部科学省
<b>第2種科研費</b>		
特別推進研究、若手研究(A・B)	日本学術振興会	文部科学省
<b>第3種科研費</b>		
基盤研究、挑戦的萌芽研究、 若手研究(S)、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行 物、学術図書、データベース)、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

※平成22年9月現在

### 4 科研費に関するルール

科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」等の適用を受けるものです。

#### (1) 科研費の3つのルール

科研費には次の3つのルールがあります。

- ①応募ルール：応募・申請に関するルール
- ②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
- ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会	
第3種科研費		科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

## (2) 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等（下記 注参照）を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、補助金の適正な使用を確保する義務が課せられています。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

## (3) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

## (4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費補助金データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

② 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。

また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

## (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(注) 最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

### ○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から補助金を支出させていた。
- ・実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航に係る旅費に、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注) 事例のような架空の取引等による補助金の支出は、たとえ補助金支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

### ○不正受給

- ・応募資格がない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。

### ○研究上の不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文について、過去の実験のデータを用いて図表の改ざん・ねつ造を行っていた。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、英語の原著論文を許諾を得ず無断で翻訳し、引用であることを明記せず、当該研究課題の研究成果として公表していた。

## 5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（5頁 注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

科研費では、従前より審査過程において「不合理な重複又は過度の集中に該当しないか」を確認していますが、財務省「平成21年度予算執行調査」において、「類似の研究課題での科研費の受給が制限されうるという取組の徹底」が求められたことも踏まえ、あらためて周知を徹底するものです。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「平成23年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

### (2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、補助金を交付しないこととしています（詳細については、「(参考2) 科学研究費補助金取扱規程」（103頁～109頁）を参照してください。）。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

- ② 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、当該補助金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても、上記①と同様の取扱いとなります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

## 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

### (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
  - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
  - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
  - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
  - その他これらに準ずる場合

## 6 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

科研費においては、これまでも、研究成果発表のためのホームページ作成費用、研究成果広報用のパンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動に係る費用を直接経費で支弁できることを研究者使用ルール（補助条件）や科研費ハンドブックなどに明記し、また、研究期間が4年以上の研究課題に対して作成を求めている自己評価報告書において、アウトリーチ活動情報に関する記載を求めるなど、科研費による成果を積極的に社会・国民に発信するよう努めていただくこととしています。なお、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、積極的に活用してください。

また、先般、『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）（以下「基本的取組方針」という。）が取りまとめられ、公表されたところです。

この基本的取組方針では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着眼点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。